

ID:5607

担当部署: 健康福祉部 地域共生課

処分の概要	法令等の違反及び運営不適正による改善勧告		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第4項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第56条第4項の規定による。 (監督) 第56条 4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。			
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日